

# 〔企業倫理委員会構成の見直しについて〕

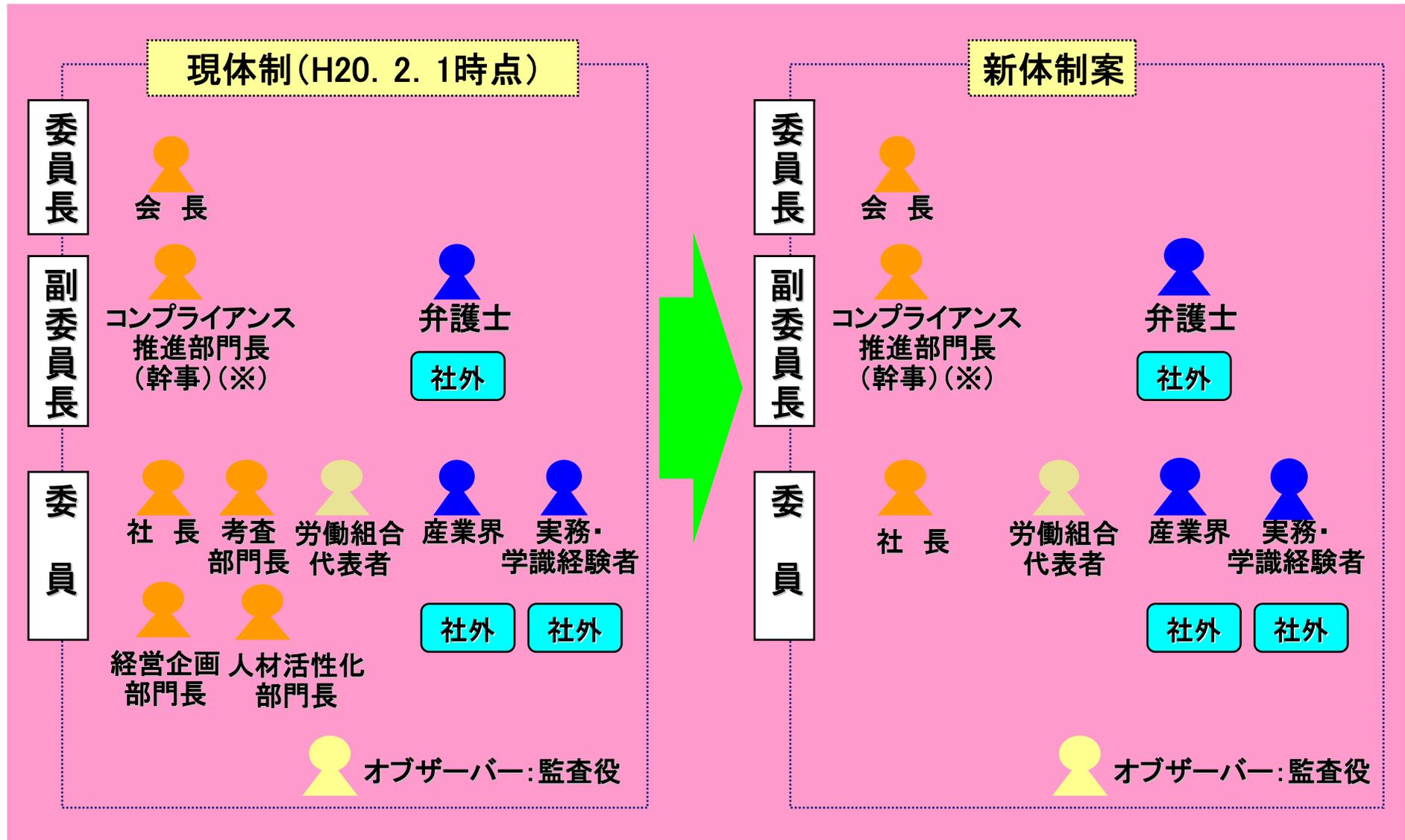
## 1. 見直しの趣旨

企業倫理委員会は議決機関ではないが、今後は、委員構成を社内・社外同数程度とし、これまで以上に社外委員からの活発な意見や提言をいただけるような構成にしたい。

## 2. 見直し内容

- 社内3, 社外3の同数とし、中立的役割として労働組合代表者1で構成。
- この見直しにより、委員をはずれる社内委員が従来持っていた役割は、基本的には執行側の責任者として社長が一元的に担う。  
ただし、議論を深めるため、議案によっては「議題に応じて委員長が指名する委員(企業倫理委員会規程第4条「構成」)」として、各部門長を出席させることができることとする。

### 3. 体制図



(※)コンプライアンス推進部門長は幹事を兼任